平成２２年（フ）第１１４８号
京都府八幡市八幡吉野40番地
債務者　本橋眞知子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５０８号
大阪府柏原市大字高井田1582番地の２
債務者　新井　　昇
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６６１号
大阪府柏原市国分西２丁目６番32号
債務者　鯉田住建こと　鯉田　好二
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７４７号
大阪府羽曳野市島泉４丁目２番18号
債務者　藪元　次代
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８７０号
堺市北区百舌鳥赤畑町４丁284番地11
債務者　竹本　和美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８７４号
大阪府河内長野市寿町11番45号
債務者　山田　恵一
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９０１号
堺市美原区北余部655番地７、前住所兵庫県伊丹市広畑４丁目49番地２
債務者　永田　恭司
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９１６号
堺市中区深井水池町3224番地301号
債務者　松浦　理絵
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９４２号
堺市南区城山台２丁１番14―206号
債務者　山本善日出
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９６４号
堺市北区百舌鳥梅北町２丁85番地
債務者　メンバーズくる実こと　川西百合子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９７４号
堺市南区若松台３丁９番11号
債務者　芦田　雅美（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９８３号
大阪府富田林市若松町３丁目２番17号
債務者　渡壁　福史
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０１６号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番316号
債務者　柄谷　省次
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０２０号
大阪府高石市西取石６丁目２番10―105号
債務者　八木　正道
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０２１号
堺市南区高尾１丁320番地６
債務者　深野　　隆
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０４４号
大阪府藤井寺市沢田２丁目12番５号
債務者　岩元　礼子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０４７号
堺市北区百舌鳥赤畑町４丁333番地８　マンションホダカ101号
債務者　濱田奈緒巳
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０５２号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番１―８―203号
債務者　和田　美保
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係